

西宮市パートナーシップ宣誓証明制度

○西宮市パートナーシップ宣誓証明制度

西宮市パートナーシップ宣誓証明制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、パートナーシップを宣誓したことを市が証明するものです。

日本に居住する外国人も、西宮市パートナーシップ宣誓をすることができます。

このパートナーシップ宣誓証明制度によって、外国人が日本国籍を取得することはありません。

(1) 宣誓することができる人

以下のすべてを満たしている人

- ①双方が民法に定める成年に達している
- ②一方又は双方が本市内に住所を有するか、本市内への転入を予定している
- ③双方に配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がない
- ④双方が当該パートナーシップ宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップを形成していない
- ⑤双方が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 734 条又は第 735 条の規定により婚姻をすることができない関係でない

(2) 必要書類

- ①パートナーシップ宣誓書兼確認書
- ②住民票の写し（3 か月以内に発行されたもの）
市外に在住されている方：西宮市へ転入することがわかるもの（転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書など）の写し
- ③独身であることを証明できるもの
日本人：戸籍全部事項証明書
外国人：婚姻要件具備証明書（婚姻要件を備えていることを証明する書類です。大使館、領事館で発行されます。外国語で記載されている場合は、翻訳者を明記した、訳文を一緒に出してください）
- ④本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）

(3) 宣誓すると

- ①市営住宅への入居者の資格要件の緩和
- ②市の犯罪被害者等への支援の資格要件などの緩和

(4) 宣誓するために

宣誓を希望する日の 7 日前までに、西宮市男女共同参画推進課まで連絡 0798-64-9495

(5) 注意

この制度は、法的な権利・義務は発生せず法的な効力はない